

鳥取県告示第585号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年10月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取発エコタウン2020
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
金子 弘道
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台北一丁目1-1 鳥取環境大学4218研究室
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、環境保全、廃棄物をゼロにする事業や、グリーン購入、地域通貨の発行、環境教育の事業などを通して資源循環型の地域社会の実現のための事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事務所の所在地及び役員の数の変更